

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年12月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告  
平成19年8月7日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルヨシセンター木太町店 高松市木太町6区2512番地1ほか
- 3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要
  - (1) 周辺に学校等があることから、市道における通行の安全の確保や環境に配慮した交通安全対策の徹底、交通渋滞の解消に万全を期すこと。
  - (2) 周辺の道路のゴミ清掃、除草等を定期的に行うなど、適正利用促進に努めること。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要  
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
縦覧期間	平成19年12月20日（木曜日）から平成20年1月21日（月曜日）まで